

(質問第五十六号) 昭和二十二年九月十七日配付

殉職官吏の弔慰金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月十六日

岡部 常

参議院議長 松平恒雄殿

殉職官吏の弔慰金に關する質問主意書

一、本年六月神戸戸刑務所内に於て一看守長が凶暴な一受刑者の爲に慘殺せられたことは甚しく人心を刺戟したが之に對し國家の酬いた処は凡ゆる給與の種類を出し盡しても二万七千円にしか達しなかつた然るに警察方面に同種の事件が起つた際には十萬円の弔慰金が出たと謂うことであり又過般川崎市方面に於て突発した稅務官吏が暴徒に襲われ殉職した時には二十萬の弔慰金が支出されたと傳えられて居る。

右の如く官廳を異にすることに依つて甚しき待遇に厚薄あるは解し難い処であるが政府の所見を質したい。

二、右の不均衡は速に是正せらるべきものと考えるが政府の所見を質したい。

三、又右に挙げたような種類の官吏が職務執行に當り兇刃に斃るるが如きは一般官吏が職務執行に當り事故の爲めに殉職した場合には區別して特に厚く酬いらることは当該官吏の志氣を振作維持する上に必要ありと考えるが政府の所見を質したい。